

## 青森県民有林野造林補助金交付要綱

平成10年	3月30日	制定
平成10年	7月13日	一部改正
平成11年	8月31日	一部改正
平成11年	12月1日	一部改正
平成13年	1月12日	一部改正
平成13年	6月29日	一部改正
平成14年	12月10日	一部改正
平成15年	9月9日	一部改正
平成16年	8月31日	一部改正
平成17年	9月1日	一部改正
平成18年	10月4日	一部改正
平成19年	7月18日	一部改正
平成20年	8月29日	一部改正
平成21年	4月16日	一部改正
平成21年	10月1日	一部改正
平成22年	11月1日	一部改正
平成23年	7月20日	一部改正
平成24年	6月20日	一部改正
平成24年	11月28日	一部改正
平成25年	10月31日	一部改正
平成26年	9月11日	一部改正
平成27年	9月9日	一部改正
平成28年	9月1日	一部改正
平成29年	10月23日	一部改正

(趣 旨)

第1 青森県民有林野造林補助規則（平成10年3月青森県規則第43号。以下「規則」という。）による補助金の交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「補助規則」という。）及び規則に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2 補助対象事業の事業内容は、別表第1に定めるものとする。

2 補助対象事業の一事業年度の事業面積等は、次に定めるものでなければならない。

(1) 森林環境保全直接支援事業にあつては、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上とする。

これに加えて、間伐及び更新伐については、次のア又はイのいずれかに該当するもの（森林法

(昭和26年法律第249号)第10条の10第2項に規定する要間伐森林(以下「要間伐森林」という。)において同法第10条の11の2第1項第2号に規定する契約の締結に関し同法第10条の11の4第1項(同法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する知事の裁定を受けた者(以下「施業代行者」という。)が実施する場合を除く。)とする。

ア 森林法第11条に規定する森林経営計画(以下「森林経営計画」という。)に基づいて行う場合は、補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画ごとに、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの。

(ア) 間伐及び更新伐の施行地の面積の合計が5ヘクタール以上(「民有林と協調した森林整備等を推進するための地方公共団体等との協定の締結要領」(平成15年4月22日付け14林国経第35号林野庁長官通達)に基づき締結された森林施業の一体化を図る団地(以下「森林共同施業団地対象民有林」という。)の設定に係る協定の対象となっている民有林(以下「森林共同施業団地対象民有林」という。)で実施される場合にあっては、1森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ヘクタール以上(1森林経営計画の対象森林である場合に限る。)、かつ、間伐及び更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施されたと認められる国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積の合計が5ヘクタール以上)であり、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上。ただし、1森林経営計画内において間伐及び更新伐を実施すべき施行地の面積の合計が5ヘクタール未満の場合は、原則として当該施行地のすべてにおいて間伐及び更新伐を実施し、かつ、間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上。

(イ) (ア)に該当しない施行地のうち、過去に森林環境保全直接支援事業の間伐が実施されておらず、(ア)に該当する施行地(当該施行地が複数存する場合はそのいずれかの施行地)と隣接又は路網で直接接続している施行地について、(ア)に該当する施行地と一体的に施業を実施する場合にあっては、当該施行地の面積の合計が(ア)に該当する施行地の面積の合計以下。

イ 特定間伐等促進計画(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。)に基づいて行う場合は、「多様な森林整備促進のための集約化の促進について」(平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知)に定める集約化実施計画の対象森林又は森林共同施業団地対象民有林で実施する場合に限るものとし、間伐及び更新伐のそれぞれにおいて、補助金の交付申請ごと、かつ、集約化実施計画ごとに、施行地の面積の合計が5ヘクタール以上(森林共同施業団地対象民有林で実施される場合にあっては、1森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ヘクタール以上、かつ、間伐又は更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施されたと認められる国有林の間伐又は更新伐に相当する施行地の面積の合計が5ヘクタール以上)であり、かつ、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上。

(2) 次に掲げる事業にあつては、1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上とする。

- ア 公的森林整備事業
- イ 被害森林整備事業
- ウ 保全松林緊急保護整備事業
- エ 絆の森整備事業
- オ 特定林地改良
- カ 耕作放棄地等森林造成
- キ 花粉発生源対策促進事業

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、水田跡地の人工造林にあつては、1 施行地の面積が0.05ヘクタール以上とする。

(4) 森林災害復旧事業にあつては、別に知事が定めるものとする。

3 補助対象事業に使用する樹苗は、次に掲げるものでなければならない。

(1) 林業種苗法（昭和45年法律第89号）第18条第1項若しくは第2項の規定による生産事業者表示票若しくは配布事業者表示票又は同条第1項ただし書若しくは第2項ただし書の書面が添付されているスギ、アカマツ、クロマツ、カラマツ又はトドマツ

(2) アカエゾマツ、アオダモ、イタヤカエデ、イチイ、イチョウ、ウルシ、エンジュ、カツラ、キハダ、キリ、クリ、クルミ、ケヤキ、コバノヤマハンノキ、サクラ、シラカバ、ストロブマツ、セン、トチ、ナラ、ヒバ、ブナ、ホオノキ、ミズキ、ヤチダモ、その他知事が適当と認めた樹苗

（補助対象経費）

第3 補助対象経費は、別表第1のとおりとする。

2 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業、公的森林整備事業及び被害森林整備事業にあつては、標準経費の額に別表第2の査定係数を乗じて得た額の10分の4（森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業及びこれらに必要な路網の整備については10分の5）に相当する額以内の額

(2) 特定森林造成事業（特定林地改良を除く。）にあつては、標準経費の額に別表第2の査定係数を乗じて得た額の10分の4に相当する額以内の額

(3) 保全松林緊急保護整備事業、絆の森整備事業（共生環境整備に限る。）及び特定森林造成事業（特定林地改良に限る。）にあつては、標準経費の額の10分の7に相当する額以内の額

- (4) 森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業（共生環境整備を除く。）にあつては、実行経費の額の10分の7に相当する額以内の額
- (5) 森林災害復旧事業にあつては、標準経費の3分の2に相当する額以内の額
- (6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、市町村が行う事業等に係る補助金額の算出は、以下によるものとする。

ア 市町村が請負に付して実行した事業（森林空間総合整備事業及び絆の森整備事業（共生環境整備を除く。）並びに森林作業道整備のうち次のイにより補助金額の算出を行うものを除く。）に係る補助金額は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額に査定係数と補助率を乗じて（査定係数が適用されない事業内容にあつては当該いずれか低い額に補助率を乗じて）求めるものとする。

イ 森林作業道整備のうち「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整第857号林野庁整備課長通知）第2の6の(3)に該当する標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の補助金額は、当該標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）及び森林整備保全標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）に基づき算出される経費と標準断面又は標準設計が適用できる部分に係る標準単価に基づき算出される標準経費を加算した額（事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあつては、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額）に査定係数と補助率を乗じて（査定係数が適用されない事業における森林作業道整備にあつては補助率を乗じて）求めるものとする。

ウ ボランティア活動等社会奉仕により森林の整備が通常の労賃水準を著しく下回る報酬により行われた場合の補助金額は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額に査定係数と補助率を乗じて（査定係数が適用されない事業内容にあつては当該いずれか低い額に補助率を乗じて）求めるものとする。

3 前項の標準経費の額は、毎年度知事が定める。

（申請書等）

第4 補助規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 補助規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 施業図（ポケットコンパス等による測量又は精度の高い既存の図面に基づき作成したもの。ただし、1ヘクタール未満の小施行地については、要点間の距離測量による簡易な方法によること

ができる。)

(2) 位置図（縮尺 5 万分の 1 の地形図に補助対象事業施行地の位置を表示したもの）

(3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の条件）

第 5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、補助規則第 5 条の規定により付された条件となるものとする。

(1) 補助対象事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内（公的森林整備事業及び被害森林整備事業にあっては、事業の実施後おおむね 10 年を経過するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（森林作業道整備、森林災害等復旧林道整備又は林業専用道整備の事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(2) 森林環境保全直接支援事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しを受けた場合は、交付を受けた補助金相当額（当該事業が査定係数 1.7 が適用された事業であって認定の取消しを受けても査定係数 0.9 が適用される場合にあつては、査定係数 0.9 を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還すること。

(3) 人工造林、樹下植栽等及び特定林地改良にあっては、造林後成林の見込みが確実になるまで年 1 回以上保育の施行及び枯損箇所への補植を行うこと。

(4) 更新伐を行った場合、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して 2 年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

(5) (4) に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(6) 「長期育成循環施業の実施について」（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 林整整第 718 号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を

下回ることとなる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。

(7) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して、8年以内に当該補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合には、あらかじめ知事にその旨を届けるとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(8) 補助対象事業の状況、補助対象事業の経費の収支その他補助対象事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを知事が定める期間中保管しておくこと。

(9) 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額を返還しなければならない。ただし、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金の交付申請をし、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額した補助金の交付決定及び確定通知を受けた場合はこの限りではない。

#### （補助金の交付）

第6 補助金の交付は、補助金請求書（第2号様式）の提出により行うものとする。ただし、補助事業者が市町村である場合にあっては、その提出を要しないものとする。

#### （実績報告）

第7 実績報告は、規則第6条の規定にかかわらず、規則第5条ただし書の規定により概算払により補助金の交付を受けた場合に限り、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに第3号様式を知事に提出して行うものとする。

#### （書類の経由）

第8 この要綱により知事に提出する書類は、補助対象事業の施行地を管轄する地域県民局長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成10年3月30日から施行し、平成9年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成10年7月13日から施行し、平成10年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年8月31日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年12月1日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年1月12日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年6月29日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年12月10日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年9月9日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年8月31日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年10月4日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月18日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年8月29日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月20日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月20日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月28日から施行する。
- 2 国の平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費による平成24年度に発生した集中豪雨等により被災した箇所に対する山地災害対策を実施する区域の存する市町村で実施する事業（農山漁村における豪雨等緊急対策（山地災害緊急対策事業））における森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐については、第2の2の(1)のア及びイのうち、施行地の面積の合計に係る規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成25年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月11日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年9月9日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年10月23日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2、第3関係）

事業区分	事業内容	補助対象経費
<p>1 森林環境保全直接支援事業</p>	<p>利用期を迎えつつある森林資源を活用し持続的な森林経営を実現するため、市町村、森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に規定する森林整備法人及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの）をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）、同条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者又は施業代行者が、施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う次の事業</p> <p>ア 人工造林</p> <p>優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽を含む。）、播種、施肥、低質林等における前生樹の伐倒、除去とする。</p> <p>イ 樹下植栽等</p> <p>次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（長期育成循環施業通知に定める長期育成循環施業の対象森林にあつては上層木が10齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去</p> <p>(イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし及び林木の枝葉の除去</p>	<p>左の事業の実施に要する経費及び間接費</p>

ウ 下刈り

植栽により更新した2齢級以下（コンテナ苗を植栽した場合は1齢級以下（植栽木の健全な成長を促すために必要な場合は2齢級以下）。複層林においては下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林においては下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥とする。

エ 雪起こし

植栽により更新した5齢級以下の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（オの倒木起こしに該当するものを除く。）とする。

オ 倒木起こし

植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象災、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとする。

カ 枝打ち

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) 6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去

(イ) 12齢級以下の林分において間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去

(ウ) 18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去

キ 除伐

下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあつては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。

ク 保育間伐

適正な密度管理を目的として7齢級以下（天然林にあつては12齢級以下）の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。

ケ 間伐

適正な密度管理を目的として12齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りではない。）の林分又は森林経営計画に基づいて行うものであつて森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じた林齢以下の林分で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、搬出集積とする。

## コ 更新伐

育成複層林の造成及び育成（長期育成循環施業の対象森林における適正な密度管理を含む。）、人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として18齢級以下の林分又は森林経営計画に基づいて行うものであって標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分（長期育成循環施業の一環として実施する場合は10齢級以上の場合に限る。）で行う不用木（侵入竹をむ。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、巻枯らしとする。

## サ 付帯施設等整備

次の施設等の整備であって、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、(ア)のbについてはこの限りではない。）とする。

### (ア) 鳥獣害防止施設等整備

#### a 施設等整備

健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。

#### b 施設改良

既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良とする。

### (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備

森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備とする。

### (ウ) 林床保全整備

造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等とする。

### (エ) 荒廃竹林整備

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がア～コの施業に係る事業量を超えないものとする。

## シ 森林作業道整備

継続的に使用され、かつ、「森林作業道作設指針の制定に

	<p>ついて」(平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知)に基づき県が作成した森林作業道作設指針に適合する作業道(以下「森林作業道」という。)の開設及び改良(暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧を含む。以下同じ。)であって、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するものとする。</p>	
<p>2 環境林整備事業</p>	<p>面的にまとまって計画的な間伐等を実施することが困難であるなど、自助努力によっては適切な整備が期待できないが、生物多様性の保全等の観点から施業が必要な森林や気象害等の被害を受けた森林について、地方公共団体と森林所有者等による協定(市町村にあっては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあっては地方公共団体及び森林所有者との間で締結される、本事業による施業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める協定をいう。以下2において同じ。)に基づき実施する事業等であって次に掲げるもの</p> <p>(1) 公的森林整備事業</p> <p>自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林について、市町村(事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した場合又は寄付や分収契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。)又は森林整備法人等、森林組合等若しくは特定非営利活動法人等(事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)が、森林所有者等との協定等に基づいて行う広葉樹林化や針広混交林化等への転換に向けた次の事業</p> <p>ア 人工造林</p> <p>優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽(大苗の植栽を含む。)、播種、施肥、低質林等における前生樹の伐倒、除去とする。</p> <p>イ 樹下植栽等</p> <p>次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分(長期育成循環施業通知に定める長期育成循環施業の対象森林にあっては上層木が10齢級以上の人工林)において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去</p> <p>(イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、</p>	<p>左の事業の実施に要する経費及び間接費</p>

天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし及び林木の枝葉の除去

ウ 下刈り

植栽により更新した2齢級以下（コンテナ苗を植栽した場合は1齢級以下（植栽木の健全な成長を促すために必要な場合は2齢級以下）。複層林においては下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林においては下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥とする。

エ 雪起こし

植栽により更新した5齢級以下の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（オの倒木起こしに該当するものを除く。）とする。

オ 倒木起こし

植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象災、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとする。

カ 枝打ち

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) 6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去

(イ) 12齢級以下の林分において間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去

(ウ) 18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去

キ 除伐

下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあつては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。

ク 保育間伐

適正な密度管理を目的として7齢級以下（天然林にあつては12齢級以下）の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。

ケ 間伐

適正な密度管理等を目的として12齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上

回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りではない。)の林分で行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰とする。

コ 更新伐

育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として18齢級以下の林分(長期育成循環施業による場合は10齢級以上の場合に限る。)で行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、巻枯らしとする。

サ 付帯施設等整備

次の施設等の整備であって、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するもの(ただし、(ア)のbについてはこの限りではない。)とする。

(ア) 鳥獣害防止施設等整備

a 施設等整備

健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。

b 施設改良

既設の鳥獣害防止施設(市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。)の改良とする。

(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備

森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備とする。

(ウ) 林床保全整備

造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等とする。

(エ) 荒廃竹林整備

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がア～コの施業に係る事業量を超えないものとする。

#### シ 森林作業道整備

森林作業道の開設及び改良であって、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するものとする。

#### (2) 被害森林整備事業

気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、市町村、森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等又は森林経営計画策定者（事業主体が自ら所有する森林で実施する場合を除く（市町村にあつてはこの限りではない。））こととし、また、森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）が、森林所有者等との協定（市町村にあつては森林所有者と、市町村以外の事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。）に基づいて行う次の事業

ただし、被害木・林内堆積物除去等については、森林所有者との協定の代わりに同意によることができるものとし、市町村にあつては自ら所有する森林においても実施できるものとする。

#### ア 人工造林

優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽を含む。）、播種、施肥、低質林等における前生樹の伐倒、除去とする。

#### イ 樹下植栽等

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（長期育成循環施業通知に定める長期育成循環施業の対象森林にあつては上層木が10齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去

(イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし及び林木の枝葉の除去

#### ウ 下刈り

植栽により更新した2齢級以下（コンテナ苗を植栽した場合は1齢級以下（植栽木の健全な成長を促すために

必要な場合は2齢級以下)。複層林においては下層木が5齢級以下)の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下(複層林においては下層木が8齢級以下)の林分で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥とする。

エ 雪起こし

植栽により更新した5齢級以下の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪压倒伏木の倒木起こし(オの倒木起こしに該当するものを除く。)とする。

オ 倒木起こし

植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象災、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとする。

カ 枝打ち

18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去

キ 除伐

下刈りが終了した5齢級以下(天然林にあつては12齢級以下)の林分において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰とする。

ク 保育間伐

適正な密度管理を目的として7齢級以下(天然林にあつては12齢級以下)の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰とする。

ケ 更新伐

育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として18齢級以下の林分(長期育成循環施業による場合は10齢級以上の場合に限る。)で行う不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、巻枯らしとする。

コ 被害木・林内堆積物除去等

東日本大震災の影響により被害を受けた森林の被害木や漂着等による林内堆積物の除去及び処理等とする(国の平成23年度補正予算(第1号)で実施する事業に限る。)

サ 付帯施設等整備

次の施設等の整備であつて、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するもの(ただし、(ア)のbについてはこ

の限りではない。) とする。

(ア) 鳥獣害防止施設等整備

a 施設等整備

健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。

b 施設改良

既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良とする。

(イ) 荒廃竹林整備

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がア～コの施業に係る事業量を超えないものとする。

シ 森林作業道整備

森林作業道の開設及び改良であって、ア～コのいずれかの施業と一体的に実施するものとする。

(3) 保全松林緊急保護整備事業

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体又は森林経営計画策定者（森林経営計画策定者の場合は、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）が、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換（同条第7項に規定する樹種転換をいう。）を行う次の事業

ア 保全松林健全化整備

「松くい虫被害対策の実施について」（平成9年4月7日付け9林野造第105号林野庁長官通知）に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備を行う衛生伐とし、松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理とする。

イ 松林保護樹林帯造成

「松くい虫被害対策の実施について」に基づき樹種転

換を行う次の事業とする。

(ア) 人工造林

優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽を含む。）、播種、施肥、低質林等における前生樹の伐倒、除去とする。

(イ) 樹下植栽等

次の a 又は b のいずれかに該当するものとする。

- a 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（長期育成循環施業通知に定める長期育成循環施業の対象森林にあつては上層木が10齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去
- b 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし及び林木の枝葉の除去

(ウ) 下刈り

植栽により更新した2齢級以下（コンテナ苗を植栽した場合は1齢級以下（植栽木の健全な成長を促すために必要な場合は2齢級以下）。複層林においては下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林においては下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥とする。

(エ) 雪起こし

植栽により更新した5齢級以下の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（(オ)の倒木起こしに該当するものを除く。）とする。

(オ) 倒木起こし

植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象災、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとする。

(カ) 除伐

下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあつては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。

	<p>(キ) 保育間伐 適正な密度管理を目的として7 齢級以下（天然林にあっては12 齢級以下）の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。</p> <p>(ク) 更新伐 育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として18 齢級以下の林分（長期育成循環施業による場合は10 齢級以上の場合に限る。）で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、巻枯らしとする。</p> <p>(ケ) 付帯施設等整備 次の施設等の整備であって、(ア)～(ク)のいずれかの施業と一体的に実施するもの（ただし、aの(b)についてはこの限りではない。）とする。</p> <p>a 鳥獣害防止施設等整備</p> <p>(a) 施設等整備 健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。</p> <p>(b) 施設改良 既設の鳥獣害防止施設（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域のものに限る。）の改良とする。</p> <p>b 荒廃竹林整備 周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、(ア)～(ク)のいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が(ア)～(ク)の施業に係る事業量を超えないものとする。</p> <p>(コ) 森林作業道 森林作業道の開設及び改良であって、(ア)～(ク)のいずれかの施業と一体的に実施するものとする。</p>	
<p>3 共生環境整備事業</p>	<p>森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として行う次の事業</p> <p>(1) 森林空間総合整備事業 市町村が、森林法第10条の5第2項第5号に定める公</p>	<p>左の事業の実施に要する経費及び間接費</p>

益的機能別施業森林区域（以下同じ。）内に存する森林であって、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画に定められている森林において、不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を行う次の事業（おおむね50ヘクタール以上のまとまりがある森林において行うものに限る。）

ア 森林環境教育促進整備

(7) 全体計画調査

全体計画の策定に必要な調査を行う事業とする。

(1) 共生環境整備

森林環境教育のフィールドを提供するための森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

(ウ) 付帯施設整備

標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに環境教育促進施設整備として行う客土・整地等自然観察ゾーンの造成等とする。

(エ) 林内歩道等整備

共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良とする。

イ 森林健康促進整備

(7) 全体計画調査

全体計画の策定に必要な調査を行う事業とする。

(1) 共生環境整備

医療施設、健康増進施設の周辺においてこれらの施設と連携を図った森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

(ウ) 付帯施設整備

標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに健康増進広場及び間伐材等を利用した簡易な健康促進施設の整備等とする。

(エ) 林内歩道等整備

共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良とする。なお、車椅子や自転車の通行にも配慮した林内歩道を開設及び改良することができる。

ウ 里山林機能強化整備

(ア) 全体計画調査

全体計画の策定に必要な調査を行う事業とする。

(イ) 共生環境整備

集落周辺の里山林において、生活環境保全・保健文化等公益的機能の高度発揮を図るための森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積及び林間広場の整備並びに耕作放棄地の林地化に必要な不透水層の破碎、簡易な排水工、盛土及び土留工等並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

(ウ) 付帯施設整備

標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備等とする。

(エ) 林内歩道等整備

共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良とする。

(2) 絆の森整備事業

身近な森林に対する市民の関心の高まりや、森林をフィールドとした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備や野生動物との共存のための森林整備を行う次の事業（5ヘクタール以上のまとまりがある森林において行うものに限る。）

ア 市民参加型森林整備

(ア) 行政支援タイプ

森林所有者、市民グループ及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき市民グループが林業体験活動等を行う場所において、市町村が森林整備を行う事業とする。

a 全体計画調査

全体計画の策定に必要な調査を行う事業とする。

b 共生環境整備

市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈りや希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

c 付帯施設整備

標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに機能保持上必要な施設、給排水施設、防護柵の設置及び簡易な休憩施設の整備等とする。

d 林内歩道等整備

共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良とする。

(イ) 市民主導タイプ

森林所有者から受託して森林経営計画又は森林林業計画を作成し、認定を受けた者（森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。）又は森林所有者等と森林法第10条の11の9第2項に規定する

施業実施協定を締結した特定非営利活動法人等が自ら森林の管理・整備を行う事業とする。

a 共生環境整備

市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈りや希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

b 付帯施設整備

標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに機能保持上必要な施設、給排水施設、防護柵の設置及び簡易な休憩施設の整備等とする。

c 林内歩道等整備

共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良とする。

(ウ) 市民開放タイプ

森林経営計画又は森林施業計画の地域住民への開示や市町村、市民グループとの協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者（森林経営計画若しくは森林施業計画の認定を受けた者又は市町村との森林整備に関する協定を締結した者に限る。）が森林整備を実施する事業とする。

a 共生環境整備

市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈りや希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

b 付帯施設整備

標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに機能保持上必要な施設、給排水施設、防護柵の設置及び簡易な休憩施設の整備等とする。

c 林内歩道等整備

共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良とする。

イ 野生生物共生林整備

市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等、森林所有者の団体又は森林経営計画若しくは森林施業計画の認定を受けた者が行う次の事業（用地等取得にあつては、市町村が行うものに限る。）

(ア) 共生環境整備

野生生物の生息・生育環境の保全、移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹・花木・餌木の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積並びに森林作業道の開設及び改良等とする。

(イ) 付帯施設整備

標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに防護柵の設置等とする。

(ウ) 林内歩道等整備

共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良

	とする。	
4 特定森林造成事業 (機能回復整備事業)	<p>森林の生産力の回復・増進等の観点から、林木の成長が不良な土地や耕作放棄地等を対象として行う特定森林造成事業であって次に掲げるもの</p> <p>(1) 特定林地改良</p> <p>市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人及び森林所有者の団体が、森林の生産力の回復又は水田跡地の耕作放棄地等の林地化の促進を目的として、土壌条件の改良及び土壌改良木を含む苗木の植栽等を行う次の事業</p> <p>ア 特定林地改良</p> <p>林木の生長が不良な土地の土壌条件を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として行う地拵え、植付け（土壌改良木の植付け及び緊急性の高い場合の大苗の植付けを含む。）、播種、施肥（石灰及び稲わらの施用を含む。）とする。</p> <p>なお、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域の林木の育成に適さない水田跡地の耕作放棄地等において行う場合は、不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土及び土留工等を加える。</p> <p>イ 付帯施設等整備</p> <p>(ア) 林木被害防止施設等整備</p> <p>多様な森林の造成・保全を目的として行う林木被害の防止等に必要な施設等の整備とする。</p> <p>(イ) 荒廃竹林整備</p> <p>周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、アの施業の周辺森林において当該施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がアの施業に係る事業量を超えないものとする。</p> <p>ウ 森林作業道整備</p> <p>森林作業道の開設及び改良であって、アの施業と一体的に実施するものとする。</p> <p>(2) 耕作放棄地等森林造成</p> <p>市町村が、耕作放棄地等の現に森林状態ではない箇所を対象に、緊急かつ計画的に森林造成を行う次の事業</p> <p>ア 人工造林</p> <p>優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地</p>	左の事業の実施に要する経費及び間接費

拵え、植栽（大苗の植栽を含む。）、播種、施肥、低質林等における前生樹の伐倒、除去とする。

イ 樹下植栽等

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するものとする。

(ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（長期育成循環施業通知に定める長期育成循環施業の対象森林にあつては上層木が10齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去

(イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし及び林木の枝葉の除去

ウ 下刈り

植栽により更新した2齢級以下（コンテナ苗を植栽した場合は1齢級以下（植栽木の健全な成長を促すために必要な場合は2齢級以下）。複層林においては下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林では下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥とする。

エ 雪起こし

植栽により更新した5齢級以下の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（オの倒木起こしに該当するものを除く。）とする。

オ 倒木起こし

植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象災、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとする。

カ 枝打ち

次のa、bのいずれかに該当するものとする。

a 6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去

b 18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去

キ 除伐

下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあつては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。

#### ク 保育間伐

適正な密度管理を目的として7齢級以下（天然林にあっては12齢級以下）の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。

#### ケ 間伐

適正な密度管理を目的として12齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りではない。）の林分又は森林経営計画に基づいて行うものであって標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、搬出集積とする。

#### コ 更新伐

育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進又は天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として18齢級以下の林分（長期育成循環施業による場合は10齢級以上の場合に限る。）で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、巻枯らしとする。

#### サ 付帯施設等整備

##### (ア) 林木被害防止施設等整備

多様な森林の造成・保全を目的として行う林木被害の防止等に必要な施設等の整備とする。

##### (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備

森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備とする。

##### (ウ) 生育環境補完整備

造林木の確実かつ早急な成長確保を図るために行う筋工及び伏工等簡易な工作物の設置とする。

##### (エ) 荒廃竹林整備

周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、ア～コのいずれかの施業の周辺森林において当該施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がア～コの施業に係る事業量を超えないものとする。

#### シ 森林作業道整備

森林作業道の開設及び改良であって、ア～コのいずれ

	<p>かの施業と一体的に実施するものとする。</p> <p>(3) 花粉発生源対策促進事業</p> <p>市町村、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者、森林施業計画の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者が、花粉の少ない森林への転換を目的として、花粉発生源となっているスギ及びヒノキ人工林を対象に、花粉症対策苗木等による植替えを行う次の事業</p> <p>ア 花粉発生源植替え</p> <p>花粉発生源となっている林分において行う立木の伐倒、搬出集積、地拵え、花粉症対策苗木等による植栽とする。</p> <p>イ 付帯施設等整備</p> <p>(ア) 林木被害防止施設等整備</p> <p>多様な森林の造成・保全を目的として行う林木被害の防止等に必要な施設等の整備とする。</p> <p>(イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備</p> <p>森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備とする。</p> <p>(ウ) 荒廃竹林整備</p> <p>周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、アの施業の周辺森林において当該施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がアの施業に係る事業量を超えないものとする。</p> <p>ウ 森林作業道整備</p> <p>森林作業道の開設及び改良であって、アの施業と一体的に実施するものとする。</p>	
<p>5 森林災害復旧事業</p>	<p>市町村、森林組合等、森林整備法人等又は森林所有者の団体が行う激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第11条の2第2項に規定する事業（被害木等の伐採及び搬出を行う事業にあつては、引き続き当該被害木等の伐採跡地において造林を行うものに限る。）</p>	<p>伐採に要する経費、搬出集積に要する経費、地拵えに要する経費、植付けに要する経費、倒木起こしに要する経費、森林作業道の開設</p>

		に要する経費 及び間接費
--	--	-----------------

備考

- 1 事業区分の2に掲げる事業は、(1)の漁場を対象とし、(2)の実施箇所において当該事業に準じて実施する事業を含むものとする。
  - (1) 次のア及びイを満たす漁場
    - ア 磯焼け又は土砂の流出等による漁場環境の悪化がみられること。
    - イ 栄養塩類等の供給又は濁水の緩和等の効果が期待できること。
  - (2) 次のア及びイのいずれかを満たす実施箇所
    - ア 栄養塩類等の供給を目的とする場合にあっては、対象漁場が閉鎖的な湾又は入り江等であって、それらの後背地における森林又は対象漁場へ流入する河川流域における森林
    - イ 濁水の緩和等を目的とする場合にあっては、濁水又は土砂等が対象漁場に流入するおそれがある河川流域における森林
- 2 事業区分の2に掲げる事業は、貯水池等への良質な農業用水の安定的な供給及び土砂の流入の軽減を図るため、次のア及びイを満たす水源地域を対象地域として当該事業に準じて実施する事業を含むものとする。
  - ア 当該水源地域における貯水池等において、流況の悪化、土砂流入の増加等がみられること又は懸念されること。
  - イ 当該水源地域の森林の整備・保全を促進することにより、水源かん養機能等の発揮を通じ、良質な農業用水の安定的な供給等が期待できること。

別表第2（第3関係）

	区 分	査定係数
森林環境保全直接 支援事業	<p>1 次のア～ウのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 人工造林及び樹下植栽について、森林経営計画の認定を受けた者又は特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者（以下「計画策定者等」という。）が、当該計画（以下「森林経営計画等」という。）に基づいて行った樹木の伐採の跡地において森林経営計画等に基づいて行うもの又は森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出（以下「伐採造林届出」という。）書を提出した上で行った樹木の伐採の跡地において森林経営計画等に基づいて行うもの（新たに森林法第5条に規定する地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。）</p> <p>イ 間伐及び更新伐について、計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うもの、又は森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うもの若しくは森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内に存する要間伐森林において施業代行者として行うものであって第2の2の(1)のアに該当するもの（この場合、第2の2の(1)のアにおいて「森林経営計画ごと」とあるのは、「森林経営計画ごと並びに森林経営計画対象林班及び隣接林班ごと」と読み替える。）</p> <p>ウ その他の事業について、計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うもの</p>	1. 7
	<p>2 次のア～ウのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 人工造林及び樹下植栽等について、平成24年3月31日以前に行われた樹木の伐採の跡地において計画策定者等が、森林経営計画等に基づいて行うもの（1のアに該当するものを除く。）又は伐採造林届出書に基づいて行うもの（新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。）</p> <p>イ 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐について、要間伐森林において施業代行者が実施するもの（1のイに該当するものを除く。）</p> <p>ウ 下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、1のウに該当しないもの</p>	0. 9
公的森林整備事業	森林法第25条に規定する保安林及び同法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林区域に定められた森林において行うもの	1. 8
	その他	0. 9

被害森林整備事業		1. 7	
特定森林造成事業	耕作放棄地等森林造成	施業実施協定造林	1. 8
		保安林等造林	1. 7
		分収林造林	
		森林整備協定造林	
	普通造林	1. 1	
	花粉発生源対策促進事業	1. 8	

#### 備考

##### 1 施業実施協定造林

森林法第10条の11の9第1項の規定に基づく施業実施協定に基づいて行うもの(公益的機能別施業森林区域内に存する森林に限る。)をいう。

##### 2 保安林等造林

保安林、自然公園特別地域その他法令等により施業制限を受ける森林で行うものをいう。

##### 3 分収林造林

分収林特別措置法第2条及び国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第9条に基づき、昭和62年度以降に契約・設定された分収林において、地方公共団体又は森林整備法人が契約当事者かつ事業主体となつて行うもの(公益的機能別施業森林区域以外の区域に存する森林に限る。)をいう。

##### 4 森林整備協定造林

森林法第10条の13の規定に基づく森林整備協定に基づいて行うものをいう。

##### 5 普通造林

上記以外の造林をいう。

第1号様式（第4関係）

〔その1 森林災害復旧事業以外〕

平成 年 月 日

青森県知事 殿

住 所  
申請者 氏 名  
又は  
名称及び代表者氏名 ,

平成 年度民有林野造林補助金交付申請書

下記のとおり民有林野造林事業が終了したので（を実施したいので）、補助金を交付して下さるよう青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により申請します。

記

市町村名	事業区分	種 別	施行 地数 (件)	合計面積 (ha)	補助金総額 (円)	備考
計						

- 注1 申請書の記載方法は、別紙記載要領を参照のこと。
- 2 森林整備以外は、施行地数を件数、合計面積を事業量に読み替えて記入すること。
- 3 別表第1の備考1の場合は表題に（漁場保全の森づくり事業扱い）と、同表の備考2の場合は表題に（農業用水保全の森づくり事業扱い）と付記すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

〔人工造林又は樹下植栽の場合〕

申請内訳

整理番号	事業主体 (所有者)	造 林 地				補助 区分	施行 方法	雇用 の有無	樹 種	地 床 別
		市町村	大字	字	地番					
計										

申請内訳 (続き)

整理番号	面積 (ha)	植栽本 数(本)	ha当り 植栽本 数(本)	補助金額の算出					備 考	
				ha当り 間接費 込標準 単価 (円)	標準経 費(円)	査定 係数	査定経 費(円)	補助金 額(円)		
計										

注 用紙の大きさは、日本工業規格A3横長とする。

〔保育の場合〕

申請内訳

整理番号	事業主体 (所有者)	造 林 地				補助 区分	施 行 方 法	雇 用 の 有 無	樹 種	齢 級	面積 (ha)	種別 区分
		市町村	大字	字	地番							
計												

申請内訳 (続き)

整理番号	補助金額の算出					補助金額 (円)	備 考
	実施率 (%)	ha当り間接 費込標準単 価(円)	標準経費 (円)	査定 係数	査定経費 (円)		
計							

注 用紙の大きさは、日本工業規格A3横長とする。

〔森林整備以外〕

申請内訳

整理番号	事業主体(所有者)	造 林 地				補助区分	施行方法	本体事業	全幅員	事業量 ( m ) (箇所) ( m <sup>2</sup> )	種別 区分
		市町村	大字	字	地番						
計											

申請内訳 (続き)

整理番号	補助金額の算出						補助金額 (円)	備 考
	本工事 費(円)	事務費 等(円)	間接費込 標準単価 (円)	事業費 (円)	査定 係数	査定経費 (円)		
計								

注1 事務費等には、工事雑費及び事務雑費、測量試験費等が含まれる。

2 精算設計書及び契約書を必ず添付すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A3横長とする。

第1号様式（第4関係）

[その2 森林災害復旧事業直接申請書]

平成 年 月 日

青森県知事 殿

申請者  
住 所  
氏 名  
又は名称及び代表者氏名 ,

平成 年度森林災害復旧事業補助金交付申請書

下記のとおり森林災害復旧事業が終了したので（を実施したいので）補助金を交付して下さるよう青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により申請します。

記

市 町 村	地 区	施行団地	事業区分	類型区分	面 積	備 考
					ha m	

申 請 内 訳 書

施行団 地番号	施行 地 番 号	事業箇所					氏名	事 業 区 分	類 型 区 分	林 況		跡 地 林		事業 面積	備 考
		郡 市	町 村	大 字	字	地 番				樹 種	齡 級	樹 種	植付 本数		
														ha m	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第1号様式（第4関係）

[その3 森林災害復旧事業委任代理申請等]

平成 年 月 日

青森県知事 殿

代理人  
住 所  
氏 名  
又は名称及び代表者氏名 ,

平成 年度森林災害復旧事業補助金交付申請書

下記のとおり森林災害復旧事業が終了したので（を実施したいので）補助金を交付して下さるよう青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により申請します。

記

施行地 番 号	事業主体	市町村	地 区	施行団地	事業区分	類型区分	面 積	備 考
							ha m	

申 請 内 訳 書

施行団 地番号	施行 地 番 号	事 業 箇 所					氏名	事 業 区 分	類 型 区 分		林 況		跡 造 地 林		事業 面積	備 考
		郡 市	町 村	大 字	字	地 番			樹 種	齡 級	樹 種	植 付 本 数				
														ha m		

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

平成 年 月 日

青森県知事 殿

請求者  
住 所  
氏 名  
又は名称及び代表者氏名 ,

平成 年度民有林野造林（森林災害復旧）事業補助金（概算払）請求書

¥ \_\_\_\_\_

ただし、平成 年 月 日付け青林第 号に基づく民有林野造林（森林災害復旧）事業補助金として上記のとおり請求します。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

平成 年 月 日

青森県知事 殿

住 所  
氏 名  
又は名称及び代表者氏名 ,

平成 年度民有林野造林（森林災害復旧）事業実績報告書

平成 年 月 日付け青林第 号で補助金の交付決定の通知を受けた民有林野造林（森林災害復旧）事業を実施したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により下記のとおり報告します。

記

（第1号様式に準じて記載すること。）

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

## 別紙

### 申請書記載要領

申請書は、施行地を管轄する地域県民局が同一である場合に限り、複数の市町村にまたがる施行地について申請することができる。ただし、代理申請とそれ以外の申請は別葉にして作成すること。

申請書を作成するにあたっては、次の事項に従って記載すること。

- 1 事業区分及び種別  
付表により該当するものを記載すること。
- 2 施行地数（件）  
事業主体、造林箇所、樹種、地床等が異なるごとに1件とし、申請内訳ごとの件数を記載すること。
- 3 合計面積（ha）  
申請内訳ごとの合計面積を記載すること。森林整備以外は事業量の合計を記載すること。
- 4 補助金総額（円）  
申請内訳ごとの補助金額の総額を記載すること。  
なお、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、申請内訳においてその金額を記載の上、これを減額して補助金の申請額とすること。
- 5 整理番号  
申請内訳ごとに事業主体に00101、00201、00301と一連番号をつけること。また、同一事業主体が地床、箇所、樹種等が異なる2箇所以上に造林したときは、00101に続けて00102、00103と連番すること。
- 6 事業主体（所有者）  
事業主体の氏名又は名称を記載するとともに、括弧書きで森林所有者の氏名又は名称を記載すること。また、森林所有者や事業発注者からの受託又は請負により実作業を行った者（事業実行者）がいる場合は、その氏名又は名称を角括弧で記載すること。なお、団体の場合は、団体名に加え、肩書き及び代表者氏名を記載すること。
- 7 造林地  
造林箇所について、市町村名から記載すること。
- 8 補助区分  
補助区分は、別表第2を参考に記載することとし、森林環境保全直接支援事業にあつては、査定係数1.7が適用される場合は計画策定者等と、査定係数0.9が適用される場合はその他と記載し、公的森林整備事業にあつては、査定係数1.8が適用される場合は保安林等と、査定係数0.9が適用される場合はその他と記載し、特定森林造成事業にあつては、花粉発生源対策促進事業、施業実施協定造林、保安林等造林、分収林造林、森林整備協定造林、普通造林のいずれかの区分を記載すること。
- 9 施行方法  
施行方法は、次の区分のいずれかを記載すること。ただし、ボランティア団体が作業に従事した場合は、ボランティアと記載すること。
  - (1) 自家労力  
森林所有者が自ら施業を行う施行方法
  - (2) 受託事業（直営）  
森林組合又は森林経営計画作成者が森林所有者と受委託契約を結び、直営労務班を用いて施業を行う施行方法  
（森林所有者は、所有する森林（以下「所有森林」という。）の造林事業の作業に従事していないこと。）
  - (3) 受託事業（請負）  
森林組合又は森林経営計画作成者が森林所有者と受委託契約を結び、下請業者を用いて施業を行う施行方法  
（森林所有者は、所有森林の造林事業の作業に従事していないこと。また、森林組合は、仕様書等で具体的な作業指示を行うこと。）
  - (4) 請負（森林組合）  
森林所有者が森林組合と請負契約を結んで施業を行う施行方法

- (5) 請負(業者)  
森林所有者が森林組合以外の業者と請負契約を結んで施業を行う施行方法
- 10 樹種  
造林する樹種を記載すること。
- 11 齢級  
造林する齢級を記載すること。
- 12 地床別  
地床別は、次の区分のいずれかを記載すること。  
(1) 笹竹  
主な植生が笹又は竹で植生被覆率50%以上における造林  
(2) 草・かや  
主な植生が草又はかやのほか、笹竹地（植生被覆率50%未満）における造林
- 13 面積  
面積はha単位とし、小数点以下第三位を切捨てて小数点以下第二位まで記載すること。複数の樹種を同一施行地に植栽している場合は、樹種ごとの植栽本数で按分した面積とする。
- 14 事業量  
森林作業道及び林内歩道は延長（m単位）で小数点以下を切捨てて記載すること。その他については、箇所数あるいは面積（㎡単位）を小数点以下を切捨てて記載すること。
- 15 植栽本数  
植栽本数を記載すること。
- 16 ha当たり植栽本数  
植栽本数を面積で割って算出し、小数点以下を切捨てて記載すること。
- 17 種別区分  
標準単価表の単価区分を記載する。ただし、森林整備以外の造林事業については、事業量に対応する事業内容を記載することとし、森林作業道及び林内歩道の場合は路線名を記載すること。
- 18 実施率（伐採率）  
実施率は%単位とし、次により小数点以下を切捨てて記載すること。  
(1) 雪起こしの場合  
成立本数のうち雪起こしを実施した本数率を記載すること。  
(2) 間伐等の場合  
伐採率とし、成立本数のうち間伐等を実施した本数率を記載すること。
- 19 備考  
森林環境保全直接支援事業で査定係数1.7が適用される事業（計画策定者等が森林経営計画等に基づいて行うものに限る。）に係る交付申請の場合は、森林経営計画の認定番号又は特定間伐等促進計画の名称若しくは番号等を記載するほか、間伐及び更新伐であって集約化実施計画の対象森林で行うものに係る交付申請の場合は、当該集約化実施計画の承認番号を記載すること。
- 20 本体事業  
森林整備以外の造林事業について、本体事業を記載すること。
- 21 全幅員  
森林作業道について、全幅員を記載すること。

付表

	事業区分	種別
共生環境整備事業以外	森林環境保全直接支援事業 公的森林整備事業 被害森林整備事業 保全松林緊急保護整備事業（保全松林健全化整備、松林保護樹林帯造成） 特定森林造成事業（特定林地改良、耕作放棄地等森林造成、花粉発生源対策促進事業）	人工造林（再造林・拡大造林） 樹下植栽 下刈 雪起こし 倒木起こし 枝打ち 除伐 保育間伐 間伐 更新伐 衛生伐 特定林地改良 花粉発生源植替え 森林作業道整備 鳥獣害防止施設等整備 林木被害防止施設等整備 林内作業場整備 林内かん水施設整備 林床保全整備 生育環境補完整備 荒廃竹林整備
共生環境整備事業	森林空間総合整備事業（全体計画調査、共生環境整備、付帯施設整備、林内歩道等整備） 絆の森整備事業（全体計画調査、共生環境整備、付帯施設整備、林内歩道等整備）	人工造林 樹下植栽 下刈 雪起こし 倒木起こし 枝打ち 除間伐 森林作業道整備 林内歩道 標識類整備 林内作業場整備 駐車場整備 防火施設整備 機能保持施設整備 給排水施設整備 休憩施設整備 防護柵等整備 溪流路整備 環境教育促進施設整備 健康増進広場整備 健康促進施設整備 水辺環境整備